

鳥取県居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、鳥取県居住支援協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進、その他必要な措置について協議することにより、鳥取県における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者とその関係者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対する一元的な窓口としての相談対応に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 四 前3号に掲げる支援策に係る情報の共有・提供に関すること。
- 五 その他目的達成のために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 あらたに会員になろうとするものは、次条において規定する会長に様式第1号による入会申込書を提出し、同条において規定する役員の総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、様式第2号による退会届出書を会長に届出なければならない。ただし、組織の廃止によるものはこの限りでない。

第2章 役員

(役員の種別及び選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 3名以内
- 三 幹事 6名
- 四 会計監事 2名

2 役員は、総会で選任する。

3 幹事及び会計監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表するとともに、会務を総括し総会を招集し、議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 三 会計監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、選任された年度に係る総会の日から、2年を経過する日の属する年度に係る総会の日までとする。ただし、任期途中で交代した役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、本会設立後の初回の役員任期は、選任の日から2年を経過した日の属する年度の翌年度に係る総会における役員選任の日までとする。

第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、原則、毎年度1回、定期に事業年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を承認議決する。

- 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
- 二 本会の事業報告及び決算に関すること。
- 三 会則の制定及び改廃に関すること。
- 四 部会の設置に関すること。
- 五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(幹事会)

第10条 幹事会は、幹事をもって構成する。

2 幹事会は、次の事項について決定する。

- 一 総会の議決した事項の執行に関すること。
- 二 総会に付議すべき事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 幹事長は、幹事の互選とし、その議長となる。

4 幹事会は、幹事長が招集する。

5 会長、副会長及び部会長は、必要に応じて幹事会に出席することができる。

(部会)

第 11 条 部会は、専門的な課題について協議検討するため、必要に応じて置くことができる。

2 部会は、会長が指名する者をもって構成し、部会長が招集する。

3 部会長は、部会員の互選とし、その議長となる。

4 副部会長は、部会員の互選とし、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第 12 条 本会の事務局は、公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会に置き、事務及び経費の管理等を行う。

第 4 章 会計

(経費)

第 13 条 本会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、初年度においては本会の設立日から直近の 3 月 31 日までとする。

(会計及び資産帳簿整備)

第 15 条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

第 16 条 会計監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第 5 章 雑則

(秘密の保持)

第 17 条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、幹事会で定める。

附 則

この会則は、平成 24 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 25 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月16日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年6月24日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年6月28日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年6月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年7月4日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年7月14日から施行する。

(別表)

団体種別		会 員	会員代表
事業者団体	不動産関連	公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会	会 長
		公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部	本部長
		公益財団法人日本賃貸住宅管理協会中国ブロック 鳥取県支部	支部長
		有限会社ファーストコンタクト	取締役
		株式会社エステートセンター	代表取締役
福祉関係団体	福祉全般	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	会 長
		社会福祉法人こうほうえん地域総合支援室	理事長
		労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 さんいんみらい事業所	所 長
		社会福祉法人尚仁福祉会	理事長
		居住支援スマイル（一般社団法人みもぎの会）	代表理事
		特定非営利活動法人山陰福祉の会	理事長
居住支援団体	子育て	一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会	理事長
	外国人	公益財団法人鳥取県国際交流財団	理事長
	障がい者	中部障がい者地域生活支援センター	管理者
		障害者生活支援センターすてっぷ	主任相談支援専門員
		鳥取市地域自立支援協議会 地域移行・権利擁護部会	相談支援専門員
		合同会社ふれあい	代表社員
	その他	鳥取県地域生活定着支援センター	所 長
		鳥取保護観察所処遇部門	統括保護観察官
地方公共団体等	市町村	鳥取市都市整備部建築住宅課	課 長
		鳥取市福祉部長寿社会課	課 長
		鳥取市福祉部地域福祉課	課 長
		鳥取市中央包括支援センター	センター所長
		鳥取市福祉部障がい福祉課	課 長
		鳥取市福祉部生活福祉課	課 長
		鳥取市中央人権福祉センター	所 長
		鳥取市健康こども部こども家庭局こども未来課	課 長
		倉吉市建設部建築住宅課	課 長
		倉吉市福祉保健部福祉課	課 長
		米子市都市整備部住宅政策課	課 長
		米子市福祉保健部福祉政策課	課 長
		米子市福祉保健部福祉課	課 長

		米子市福祉保健部長寿社会課	課 長
		米子市福祉保健部障がい者支援課	課 長
		米子市福祉保健部こども相談課	課 長
		米子市福祉保健部こども支援課	課 長
		境港市建設部建築営繕課	課 長
		境港市福祉保健部福祉課	課 長
		境港市福祉保健部長寿社会課	課 長
		境港市福祉保健部子育て支援課	課 長
	公的賃貸住宅供給者	鳥取県住宅供給公社	理事長
	県	鳥取県生活環境部くらしの安心局	局 長
		鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課	課 長
		鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課	課 長
		鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課	課 長
		鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	課 長
		鳥取県子ども家庭部家庭支援課	課 長
		鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局交流推進課	課 長
		鳥取県中部総合事務所県民福祉局福祉課	課 長
		鳥取県西部総合事務所県民福祉局福祉課	課 長

様式第 1 号

鳥取県居住支援協議会入会申込書

鳥取県居住支援協議会 会長 様

私は、鳥取県居住支援協議会の活動に賛同するとともに、鳥取県居住支援協議会
会則（以下「会則」という。）に同意し、会則第 4 条第 2 項の規定に基づき入会を申
し込みます。

年 月 日

住 所	
所 属	
職 名	
氏 名	
電 話	
電子メール	

鳥取県居住支援協議会退会届出書

鳥取県居住支援協議会 会長 様

私は、このたび下記の理由により退会いたしますので、届け出ます。

年 月 日

住 所	
所 属	
職 名	
氏 名	
退 会 理 由	